

2025年5月8日
株式会社パレスホテル

公正取引委員会からの警告について

株式会社パレスホテルは、宿泊にかかわる情報交換の行為に関して、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し同法第3条の規定に違反するおそれがあるとして、本日、公正取引委員会から警告を受けました。

弊社では、情報交換については不当な取引制限を意図しておらず、また宿泊料金の価格設定を目的にしたものでもございませんでしたが、会合に参加し情報交換をしていたことは事実であり、この度の行政指導を真摯に受け止め、再発防止を徹底してまいります。

お客様をはじめ、関係者の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上